

国立研究開発法人森林研究・整備機構成果有体物取扱細則

平成31年2月1日

森林機構第103106号

最終改正：令和6年5月31日（6森林機構第307号）

（目的）

第1条 この細則は、国立研究開発法人森林研究・整備機構の研究開発分野における研究成果等管理規則（14 森林総研第 233 号）（以下「規則」という。）において定義する研究成果等のうち成果有体物について、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所、森林総合研究所林木育種センター及び森林総合研究所森林バイオ研究センター（以下「森林総合研究所等」という。）において、研究開発業務に係る産学官連携の推進、研究成果の利用促進等を目的として外部に提供（譲渡又は貸付をいう。以下同じ。）する際、特に、研究成果の社会実装に向けて産業利用等を伴い知的財産権により配慮した契約内容の検討を要するなど慎重な手続きが必要な場合の取扱いについて、別に定めのあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

2 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所標本生産配布規程、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター種苗配布規程等の他の規程、共同研究契約等に基づき外部に提供する場合の取扱いが定められている成果有体物に対して本細則は適用しない。

（定義）

第2条 この細則において「有体物」とは、空間の一部を占めて有形的存在を有するものをいう。

2 この細則において「成果有体物」とは、規則第4条に定める管理対象研究成果のうち、学術的価値、財産的価値その他これに準じる価値のある材料、試料（微生物、植物、土壌及び岩石を含む。）、試作品、モデル品その他の有体物（論文その他の著作物に関するものを除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 研究開発の際に創作又は取得されたものであって、当該研究開発の目的を達成したことを示すもの

二 研究開発の際に創作又は取得されたものであって、前号に規定するものを得るために利用されたもの

三 前2号に規定する創作又は取得に際し派生して創作又は取得されたもの

3 この細則において「産業利用等」とは、直接的に営利活動を伴う利用や学術研究以外の利用を行う場合を対象とする。提供した成果有体物の利用目的が産業利用等に当たるか否かについては、提供を求める者からの聞き取りや資料提出等を通じて森林総合研究所等において判断する。

4 この細則において成果有体物の子孫又は増殖物は、成果有体物とみなす。

（成果有体物提供の取扱い）

第3条 理事長は、本細則に基づき、学術研究のために成果有体物の提供を行う場合は、無償で提供できるものとし、森林総合研究所等と森林総合研究所等以外の機関等との契約に基づきこれを行うものとする。

る。

- 2 前項の規定による契約に係る契約書については、様式 1 を参考に、契約者間の協議により作成するものとする。
- 3 理事長は、本細則に基づき、産業利用等のために成果有体物の提供を行う場合は、理事長が特に必要と認める場合を除き、原則として有償とするものとし、森林総合研究所等と森林総合研究所等以外の機関等との契約に基づきこれを行うものとする。
- 4 前項の規定による契約に係る契約書の様式は、様式 1 を基本とする。
ただし、当該様式によりがたい場合にあっては、契約者間の協議により作成できるものとする。
- 5 3 項により有償とする場合の提供額については、提供する成果有体物に係る原材料の市場価格や製造費用等を参考としつつ、不当に安価であるとの指摘を受けない金額となるよう検討する。

（提供の制限）

第 4 条 理事長は、成果有体物が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該成果有体物の提供を行ってはならない。

- 一 関係法令又は規則等に違反するもの
- 二 国等の定める倫理指針に違反するもの
- 三 森林総合研究所等以外の機関の研究者が創作又は取得したもの及び森林総合研究所等の研究者が他機関との共同開発により創作又は取得したものであって、当該機関以外の機関に提供が禁止されているもの
- 四 個人の情報が特定され得るもの
- 五 生命に対し危険が生じるおそれのあるもの又は環境に重大な影響を与えるおそれのあるものであって、その安全対策及び防止対策が確保されていないもの
- 六 その他森林総合研究所等が提供を禁止したもの

（成果有体物の提供）

第 5 条 本細則に基づき森林総合研究所等から成果有体物の提供を受けようとする者は、様式 2 により「成果有体物の提供承認申請書」を国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長あてに提出しなければならない。

- 2 森林総合研究所に関連する成果有体物の提供の申請があった場合については、森林総合研究所所長が、必要に応じて、規則に基づき設置する研究成果等管理委員会の委員のうち、企画部長、研究リスク管理監、総務部長、研究企画科長、研究管理科長、社会実装推進・知財戦略室長、研究ディレクター（関係分野に限る。）、研究コーディネーター（産学官民連携推進担当）、企画部長が指名する領域長等から意見を聞いた上で、提供を許可するか否かを決定することとする。
- 3 森林総合研究所林木育種センター及び森林総合研究所森林バイオ研究センターに関連する成果有体物の提供の申請があった場合については、森林総合研究所林木育種センター所長が、必要に応じて、規則に基づき設置する研究成果等管理委員会の委員のうち、審議役、担当する部長又は森林バイオ研究センター長、育種企画課長、審議役が指名する課長又は室長から意見を聞いた上で、提供を許可するか否かを決定することとする。

4 前二項の決定内容について、許可する場合は様式3、許可しない場合は様式4により申請者に通知する。

(報告)

第6条 研究管理科長は、前条に基づく成果有体物の提供について、提供のあった年度の翌年度の4月末日までに、様式5により当該提供に係る記録を取りまとめ、理事長に報告するものとする。

附 則

この細則は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（令和6年5月31日 6森林機構第307号）

この細則は、令和6年6月1日から施行する。

様式 1

(第 3 条関係) 成果有体物提供(譲渡・貸付)契約書

国立研究開発法人森林研究・整備機構(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、甲が創作又は取得した成果有体物を乙に提供するに当たり、以下のとおり成果有体物提供契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(定義)(なお、具体的な定義内容は、契約内容等に合わせて判断記載する。)

第 1 条 本契約における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 成果有体物 本契約に基づき甲が乙に提供する成果有体物。成果有体物が生物の場合、その子孫、増殖物を含む。
- (2)

(成果有体物の提供)

第 2 条 甲は、乙に対し、下記のとおり成果有体物を提供する。

成果有体物名

内容

数量

成果有体物の作成者又は管理者

対価及び支払期限

2 甲は、乙に対し、当該成果有体物に関連する情報であって、研究の実施に当たり必要と判断するものを開示しなければならない。なお、甲が開示する情報の範囲及び内容は、甲の裁量において決定できるものとする。

(使用目的、使用条件等)

第 3 条 乙は、成果有体物を下記の使用目的、使用条件以外で使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

使用目的

使用条件

(使用場所、使用者)

第 4 条 乙は、甲から提供を受けた成果有体物を下記の使用場所で乙が指名する使用者によってのみ使用することができる。ただし、契約期間内にやむを得ない事由により使用場所を変更する場合には、事前に理由書を添えて甲の承認を受けなければならない。

使用場所

使用者

(代金の支払)

第5条 乙は、前条第1項に規定する成果有体物の対価を、当該成果有体物を受領した日の翌日から起算して30日以内に甲の指定する銀行口座に支払うものとする。

2 乙は、納付期限までに納付しないときは、甲に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納額に年5パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(契約保証金)

第6条 契約保証金については、免除する。

(成果有体物の受領)

第7条 乙は、成果有体物を受領したときは、甲に対し受領書を提出するものとする。

(費用負担)

第8条 乙は、本契約で提供を受ける成果有体物の引渡し、試作製品の製造、販売等その取扱いに要する費用の全てを負担するものとする。

2 乙は、成果有体物について、販売等営利、収益事業を目的としてこれを使用する場合は、第1項の費用負担に当たり、〇〇事業における試験研究経費をはじめとする公的研究費を使用してはならない。

(秘密保持)

第9条 本契約において秘密情報とは、次の各号のいずれかに該当するものとし、乙は、甲の文書による事前の承諾を得た場合を除き、本契約により甲から提供又は開示を受けた成果有体物に係る秘密情報のすべてを秘密にしなければならない。

(1) 甲から乙に対し、秘密である旨の表示がなされた書類・図面・写真・磁気テープ・フロッピーディスク等により開示された情報

(2) 甲から乙に対し、秘密であることを告げた上で口頭によって開示され、かつ、開示後30日以内にその要旨を書面で交付された情報

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報に当たらないものとする。

(1) 甲から提供又は開示を受けた時点で、既に乙の所有に属するものであって、書面でこれを証明できるもの

(2) 甲から提供又は開示を受けた時点で、既に公知であるもの

(3) 甲から提供又は開示を受けた後において、第三者の公表により、又は乙の責に帰すべからざる事由により公知となったもの

(4) 甲から開示を受けた後において、正当な権限を有する第三者から、乙が秘密保持の義務を負うことなく入手したもの

(5) 甲から提供を受けた情報に基づかないで、乙において独自に開発又は取得した情報であって、これを書面で証明できるもの

(6) 甲から事前に第三者への開示について、書面により承諾を得たもの

(成果の公表等)

第 10 条 乙は、成果有体物に係る成果又は成果有体物を基礎とする成果の公表を行うときは、甲に対し、事前に書面により公表の方法及びその内容を通知するものとする。

2 公表を行うに当たり、乙は甲から提供を受けた成果有体物に係る成果又は成果有体物を基礎とする成果である旨を明示するものとする。

(成果有体物の取扱い)

第 11 条 乙は、成果有体物について、諸法規、国又は公的機関の定める規制及び指針並びに公序良俗に従って取り扱うものとする。

2 乙は、甲の事前の文書による同意がない限り、成果有体物をいかなる第三者にも譲渡又は貸与してはならない。

3 乙は、成果有体物を適正に管理するものとし、複製又は増殖は行わないものとする。

4 乙は、成果有体物を治療その他の目的で人に使用してはならない。

(改変および派生物の取扱い)

第 12 条 乙による成果有体物の改変は、甲の事前の書面による承認がなければ認めない。

2 乙は、成果有体物の使用目的に必要な範囲内で、成果有体物の派生物を作成することができる。

3 乙は、派生物又は改変した物（以下「派生物等」という。）を作成した場合、その内容について書面により直ちに甲に報告するものとする。

4 成果有体物からの派生物等に係る権利は、乙が独自に開発した試料との組み合わせによって、又は乙独自の技術によって作られた場合は甲乙の共有とし、甲乙は、当該派生物等に係る各自の貢献度を考慮して協議のうえ、両者にとって公平且つ合理的な持分比率を決定するものとする。

5 前項以外の派生物等に係る権利はすべて甲に帰属するものとする。

(知的財産権等の取扱い)

第 13 条 本契約に明示し又は本契約に基づき協議して別に定める場合を除き、本契約の如何なる定めも、成果有体物に関して甲に帰属する所有権、特許権等知的財産権をはじめとする一切の権利について移転及び許諾するものではない。

2 乙は、成果有体物に関連して得た成果を特許権等知的財産権等として取得しようとするときは、甲と事前に、出願手続、権利の帰属、持分等について協議し決定するものとする。

3 乙は、成果有体物の使用、保管又は処分が、第三者の特許権等知的財産権を侵害していた場合、その第三者が乙又は甲に対して追及する責任の全てを負うものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失により生じた紛争についてはこの限りではない。

(知的財産権等の実施及び実施許諾)

第 14 条 甲乙が成果有体物に関連して共有する成果及び特許権等知的財産権（出願中及び申請中のものを含む。）（以下「成果等」という。）を、甲又は乙が自ら実施する場合は、相手方に対して支払う実施料

及び諸条件を規定する実施契約を甲乙間で別途協議して締結する。ただし、甲乙はそれぞれ、成果等を自己のために行う研究業務に使用する場合は、相手方の同意を得ることなく、無償で自由に使用することができるものとする。

2 甲又は乙が、第三者に成果等の実施を許諾する場合は甲乙間で必要事項を別途協議して決定するものとする。

(非保証)

第 15 条 甲が提供した成果有体物は、研究開発の際に生み出された実験的・研究的性質を有するものであり、甲は乙に対し、明示・黙示を問わず一切の保証をしないものとし、甲は乙の成果有体物の保有及び保有により発生したいかなる結果についても責任を有せず、かつ、いかなる損害賠償義務（直接、間接損害を問わない。）を負わない。

(亡失等時の取扱い)

第 16 条 乙は、成果有体物を亡失し、又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を甲に提出し、その指示に従わなければならない。この場合において、その原因が天災、火災又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実及び理由を証する関係官公署、保険会社等の発行する証明書を当該報告書に添付しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第 17 条 甲及び乙の他、甲及び乙の本件に関わる構成員は、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業
- (2) 総会屋、社会運動標ぼう反社会的勢力、特殊知能暴力集団等
- (3) その他前各号に準ずる者

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(契約の終了)

第 18 条 本契約の有効期間は、契約締結日から 年 月 日までとする。ただし、甲及び乙が協議の上、当該期間を延長又は短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第 9 条から第 15 条までの規定の効力は消滅しないものとする。

(契約終了後の成果有体物の取扱い)

第 19 条 乙は、本契約が終了したときは、成果有体物のうち残存又は使用後の物については、その取扱いについて速やかに甲の指示を求め、指示に従い、返還又は処分しなければならない。また、甲から開示された本秘密情報並びにその複写、転写及び複製物を速やかに甲に返却し、引き渡すものとする。

2 乙は、本契約が終了した日から 30 日以内に、成果有体物の使用状況並びに処分状況を甲に報告するものとする。

(契約解除)

第 20 条 甲は、乙が成果有体物の提供代金を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲又は乙は、本契約に定める義務を履行しないときは、甲又は乙の一方から本契約を解除することができる。

3 乙は、前二項の規定により本契約が解除された場合、乙は、成果有体物のうち残存又は使用後の物については、その取扱いについて速やかに甲の指示を求め、指示に従い、返還又は処分しなければならない。また、甲から開示された本秘密情報並びにその複写、転写及び複製物を速やかに甲に返却し、引き渡すものとする。

4 本契約の解除にかかわらず、第 9 条から第 15 条までの規定の効力は消滅しないものとする。

(誠実義務)

第 21 条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又は本契約の解釈につき疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

(合意管轄)

第 22 条 本契約は、日本国法に準拠し、日本の法律にしたがって解釈されるものとし、本契約から発生する一切の紛争については、水戸地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保管するものとする。

年 月 日

甲 茨城県つくば市松の里 1

国立研究開発法人森林研究・整備機構
理事長

〇〇〇

乙 住 所

氏 名 〇〇〇〇

印

様式 2

成果有体物の提供承認申請書

年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構

理事長 ○○ ○○ 殿

申請者

住所

氏名

印

国立研究開発法人森林研究・整備機構成果有体物取扱細則第 5 条に基づき、貴機構の成果有体物について下記により提供を受けたく承認願います。

記

- 1) 提供を求める成果有体物
- 2) 提供先の名称、所在地、連絡先等
- 3) 提供の方法（譲渡又は貸付）
- 4) 用途及び利用者
- 5) 成果有体物提供契約書案(別添)

様式3

年 月 日

成果有体物の提供承認許可書

申請者

住所

殿

国立研究開発法人森林研究・整備機構

理事長 ○○ ○○

月 日付で申請のあった、成果有体物の提供については、下記条件を付して許可する。

記

- 1) 提供の対象となる成果有体物
- 2) 提供先の名称、所在地、連絡先等
- 3) 提供の方法（譲渡又は貸付）
- 4) 提供先における用途及び利用者
- 5) 提供先との成果有体物提供契約書案(別添)

様式 4

年 月 日

管理対象研究成果の提供承認不許可通知書

申請者

住所

殿

国立研究開発法人森林研究・整備機構

理事長 ○○ ○○

月 日付けで申請のあった、成果有体物の提供については、下記のとおり不許可となったので通知する。

記

- 1) 提供の対象となる成果有体物
- 2) 不許可の理由

様式 5

年 月 日

成果有体物提供報告書

国立研究開発法人森林研究・整備機構

理事長 ○○ ○○ 殿

報告者

研究管理科長

氏名

印

成果有体物を以下のとおり提供したので報告します。

期 間	年 月 ～ 年 月			
年 月 日	成果有体物の名称	数 量	提供先の機関・ 研究者等の名称	理由他